

第2回技術調査の配点基準

(1) 配点は「積算結果(帳票)」を対象とし、「(2)と(3)の合計」とする。

(2) 下記 ~ の合計ポイント数を100%とする。

積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイント(6月19日付けで送付した「第2回技術調査条件一覧表」参照)のとおり。

本工事費内訳表

- ・「数量」欄の入力値を1ポイントとする(但し、設計数量において1式計上として
いる箇所は除く)
- ・「単価」欄に引用する「施工単価」「材料単価」「労務単価」を1ポイントとする。
単価表(明細表)
- ・「施工単価」については、入力すべき施工条件が全て合致する場合のみ、当該条件
数と同数のポイントとする。

登録単価

- ・施工単価に取り入れる登録単価については、1ポイントとみなす。なお、施工単
価においては、この登録単価を含めた施工条件が全て合致することが必要である。
その他

- ・ポイント数の内訳

数量：111、施工単価：70、施工単価条件：331(登録単価10、間接費
調整2を含む)、積算情報：15、合計527ポイント

- ・登録単価については、下記のとおり最低限の規格を記載すること。なお、内訳表
の流れの中で規格等がわかる場合は支障ないものとする。

(イ) プレキャストL型擁壁：高さH

(ロ) 自由勾配側溝：縦断用・横断用の区別、幅B及び高さH

(ハ) 自由勾配側溝用蓋：歩道用・車道用・横断用の区別、寸法(幅・長さ)

(ニ) 路面排水ます：寸法(幅・長さ)

(ホ) 硬質塩化ビニル管：直径

(ヘ) ます蓋用グレーチング：T = t、寸法(幅・長さ)

(ト) 転落防止柵：高さH

- ・標識柱設置の間接費調整について

今回の積算システムは、市場単価の施工単価を使用した場合、標識柱材料を自動
的に間接費調整(共通仮設費及び現場管理費の対象外とする)する仕組みになっ
ているものの、事前説明をしていないことから受験者が知り得なかった状況にあ
る。よって、施工単価条件が全て合致していることを条件に、当該施工単価全体
に間接費調整をした場合も正解(ポイント数6)とする。

(3) 下記 ~ の合計ポイント数を減点する。

積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイント対象外項目で条件一覧表どおりに入力していない場合は、各項目毎に1ポイントずつ減とする。

工事総括表の概要取込

- ・不必要な回答が追加されている場合は、1行につき1ポイント減とする。

本工事費内訳表

- ・「数量欄」で「1式」計上している箇所に入力ミスがあった場合は、1ポイント減とする。
- ・「単位欄」に入力ミスがあった場合は、1箇所につき1ポイント減とする。
- ・レベル1～3の入力項目において、レベル及び内容のミスがあった場合は、1行につき5ポイント減とする。
- ・レベル4の入力項目において、記載ミスがあった場合は、1ポイント減とする。
- ・レベル5の入力項目において、記載ミスがあった場合は、1ポイント減とする。
- ・不必要な回答が追加されている場合は、1行につき5ポイント減とする。

単価表(明細表)

- ・特殊施工単価表(Vコード単価表)の入力は認めない。入力した場合は、1行につき5ポイント減とする。